

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第112号

2018年3月28日、消費者庁は「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)および「機能性表示食品に関する質疑応答集」を一部改正しました。いくつかの変更点がありますが、対象となる機能性関与成分の拡大として「糖質」(2018年3月28日より)、「植物エキス及び分泌物(届出データベース改修後)」が追加されており、関心が高いと思いますのでこちらでとりあげてみたいと思います。

主な改正事項

機能性表示食品制度の運用の課題と、対象成分の拡大。そして消費者への情報提供に関する課題に対応するための改正とされています。以下に、主な改正事項別に、課題と改正点をまとめてみます。

- (1) 届出資料について
 - 課題：煩雑な届出資料
 - 改正点：届出資料の簡素化
 - 届出資料への入力項目数を約30%削減
- (2) 届出確認について
 - 課題：届出確認事務の停滞
 - 改正点：届出確認の迅速化
 - 事業者団体等の事前確認を経た旨を届出
 - 公表済みの届出食品と同一性を失わない程度の変更である旨を届出
- (3) 生鮮食品について
 - 課題：生鮮食品の届出件数が低調
 - 改正点：生鮮食品の特徴を踏まえた取扱いは、一口摂取目安量の一部を摂取で

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」が改正されました

- (4) 対象成分について
 - 課題：栄養成分及び機能性関与成分が明確でない食品の取扱
 - 改正点：対象となる機能性関与成分の拡大
 - 糖質、糖類の取扱を明記
 - 植物エキス及び分泌物の取扱を明記
- (5) 第三者による検証について
 - 課題：第三者による成分分析ができない
 - 改正点：分析方法を示す資料の開示(必要に応じてマスキング)
 - 消費者への情報提供について
 - 課題：販売の有無を確認できない
 - 改正点：事業者による届出後の販売状況の届出

今回の改正には、届出データベースの改修が必要なものも含まれており、改正事項によって運用開始時期が異なります。届出データベース改修前と、改修後の運用開始時期の違いは以下のとおりです。

なお、データベース改修時期については発表されておらず、今年度末(2019年3月末)までかかるのではとの見方がされています。

糖質、糖類について

すでに(2018年3月28日から)運用開始された内容のうち注目されるのは、糖質と糖類の追加ではないかと思えます。改正方

	届出データベース改修前 (改正ガイドラインに基づく運用) 2018年3月28日から運用開始	届出データベース改修後 (改正ガイドライン別添に基づく運用) 運用開始時期については別途通知
届出資料の簡素化	(一部、様式の変更)	改正前より入力項目の約30%削減
届出確認の迅速化(再届出)	(試験運用)	本格的に運用開始
届出確認の迅速化(事業者団体等の事前確認)	運用開始	
生鮮食品の届出(一部を摂取できる旨の表示)	運用開始	
糖質、糖類の届出	運用開始	
植物エキス及び分泌物の届出		運用開始
分析方法の開示	運用開始	
販売状況の届出		運用開始

表：届出データベース改修前と改修後の運用開始時期の違い

改正ガイドライン「機能性関与成分及びその科学的根拠に関する基本的な考え方」(P3)

(1) 機能性関与成分(中略)

(2) 健康増進法(中略)に摂取基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる成分は対象外とする。なお、下表の栄養素の構成成分等については、当該栄養素との作用の違い等に鑑み、対象成分となり得るものとする。糖質、糖類については、主として栄養素(エネルギー源)とされる成分(糖、果糖、ガラクトース、乳糖、麦芽糖及びデンプン等)を除いた糖質、糖類を対象成分となり得るものとする。

食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養素	対象成分となり得る左記の構成成分等(例)
たんぱく質	各種アミノ酸、各種ペプチド
n-6系脂肪酸	γ-リノレン酸、アラキドン酸
n-3系脂肪酸	α-リノレン酸、EPA(eicosapentaenoic acid)、DHA(docosahexaenoic acid)
糖質	キシリトール、エリスリトール、フラクトオリゴ糖、キシロオリゴ糖、ガラクトオリゴ糖、乳果オリゴ糖(ラクトスクロース)
糖類	D-アラビノース、バラチノース、ラクチュロース
食物繊維	難消化性デキストリン、グアーガム分解物
ビタミンA	プロビタミンA、カロテノイド(β-カロテン、α-カロテン、β-クリプトキサンチン等)

表：対象成分となり得る構成成分等

今後のスケジュール

本稿作成時点(2018年4月13日)で、機能性表示食品の届出を受理された商品は1,338件になります。届出資料簡素化や届出確認迅速化などの改正、そしてデータベース改修後(おそらく今年度末頃)に「植物エキス及び分泌物」が対象として運用開始されることで、機能性表示食品はさらに増えていくものと思われれます。

大きな改正ですので、機能性表示食品制度についてあらためて確認をされる機会にしたいだけだと思います。(川合)

参照：
「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等の一部改正について(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_180328_0001.pdf
機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(改正平成30年3月28日)(消費表第156号)(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods-with_function_claims/pdf/food_with_function_claims_180328_0002.pdf

糖質、糖類の表示

2018年3月28日、機能性表示食品の対象成分に糖質、糖類が追加されました。
これを受けて、日本の糖質、糖類に関する表示制度を整理してみたいと思います。

◆栄養成分表示

糖質の表示値は以下の計算式で求めます。(※当該食品の質量を100とした場合)

$$\text{糖質} = 100 \times - (\text{たんぱく質} + \text{脂質} + \text{食物繊維} + \text{灰分} + \text{水分})$$

糖類については、食品表示基準において以下のように定義されています。

糖類	単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないもの
----	--------------------------

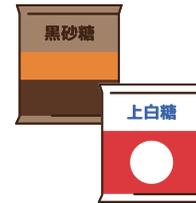
栄養成分表示では、糖類は糖質より1字下げで表示することになります。

炭水化物	g
糖質	g
糖類	g
食物繊維	g

炭水化物、糖質、糖類、食物繊維すべて単位は「g」であり、最小表示の位は「1の位」です。
炭水化物、糖質、糖類については、1の位に満たない場合であって、0と表示することができる量以上であるときは、有効数字1桁以上となります。

なお輸出入の際は、各国の炭水化物の定義に違いがある点に注意が必要です。

日本	炭水化物 = 100 - (たんぱく質 + 脂質 + 灰分 + 水分) ※炭水化物は食物繊維を含む
EU	炭水化物 = 100 - (たんぱく質 + 脂質 + 灰分 + 水分 + 食物繊維) ※炭水化物は食物繊維を含まない
アメリカ	炭水化物 = 100 - (たんぱく質 + 脂質 + 灰分 + 水分) ※炭水化物は食物繊維を含む



◆強調表示

糖質、糖類に関する強調表示の制度を整理してみました。(食物繊維は含めていません)

表示制度	糖質、糖類に関する基準	表示例	表示制度	糖質、糖類に関する基準	表示例
高い旨、含む旨、強化された旨	糖質、糖類ともに基準値なし	-	栄養機能食品の栄養機能表示	糖質、糖類ともに対象外(規格基準設定なし)	-
含まない旨、低い旨、低減された旨	糖質には基準値なし(ただし算出の結果が負の値の場合は「0」と表示できる) 糖類に基準値あり 例: 含まない旨 0.5g 未満 / 100g 等	無糖、糖類控えめ、糖類〇〇% オフ等(低減された旨の表示には基準値の他に、低減割合に関する基準あり)	特定保健用食品の許可表示	糖質、糖類ともに個別許可事例あり 例: キシリトール、L-アラビノース等	虫歯の原因にならない甘味料、砂糖の消化・吸収をおだやかにする等
添加していない旨	糖質には表示基準なし 糖類に表示基準あり 例: 糖類に代わる原材料または添加物を使用していないこと、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと等	糖類不使用等	機能性表示食品の機能性表示	糖質、糖類ともに対象成分 例: キシリトール、L-アラビノース等	2018年4月24日現在事例なし(2018年3月28日より開始のため)

ざっとまとめましたが、消費者のニーズは多様であり、表示制度もまた多様であるとあらためて感じます。今回はここまでです。また、ときどきミニコラムを書いてみようと思います。

講演のお知らせ 5月(東京)

「輸出食品における各国基準調査から表示作成・チェックまでの実務上のポイント」

- ◆日 時: 2018年5月25日(金)午後
- ◆会 場: 薬業健保会館(地下鉄銀座線赤坂見附下車徒歩5分)
- ◆主 催: 品質保証研究会様
- ◆お申込み先: 株式会社ラベルバンク(customer@label-bank.co.jp)
- ◆講演者: 川合裕之(株式会社ラベルバンク)

- ◆内容: ①各国の化学物質等の国際基準、原材料・添加物の使用基準、食品表示基準の調査方法
- ②対象とする国と対象する基準による各国の難易度の違い
- ③各国の食品表示作成、チェックするときの注意点
- ④各国の基準情報を検索できるシステムの紹介
- ⑤各国の基準改正情報把握の課題

今月の「お気に入り」言葉

苦尽甘来

(ことわざ)